

事務連絡
平成24年10月23日

各
〔都道府県
指定都市
核市〕

衛生関係主管課
障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省健康局疾病対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の範囲に難病の者等を追加することに伴う障害福祉サービスの事業者指定に係る関係機関の連携等について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）第4条第1項に定める障害者の定義に難病の者等を追加することとされたところであり、新たに障害福祉サービス等の対象となる者の範囲については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において平成25年4月1日の施行に向け、議論を進めているところです。

これにより、現在難病患者等居宅支援事業のうち、難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施する事業者において、障害福祉サービス事業を平成25年4月より新たに実施する場合、事前に障害福祉サービスの事業者指定を受ける必要があります。

このため、難病患者等ホームヘルプサービス及び難病患者等短期入所事業の実施主体である市町村の衛生関係主管課においては、同市町村の障害福祉関係主管課及び都道府県等に対し、事業者情報等の必要な情報の提供を行うとともに、都道府県等においては、管内市町村と連携しつつ、遅滞なく事業所の指定が実施されるよう対応をお願い致します。

なお、事業者指定に関しては、平成24年10月22日の障害保健福祉関係主管課長会議資料（別添）において、各都道府県等に周知していることを申し添えます。

厚生労働省健康局疾病対策課
難病調査係・難病医療係
TEL:03-5253-1111
(内線2355)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係
TEL:03-5253-1111
(内線3091)

(別添)

障害福祉サービスに係る事業者指定について

(平成24年10月22日障害保健福祉関係主管課長会議資料(抄))

現在、難病患者等居宅生活支援事業において難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施する事業者が、平成25年4月1日以降、新たに居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス事業を実施する場合、障害者自立支援法第36条に基づく指定を受ける必要がある。

このため、都道府県等においては、管内市町村の福祉部局を通じ、同市町村の衛生部局が持つ難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業に関する事業者情報等について共有されたい。また、障害福祉サービス事業の指定を受けていない事業者に対しては、指定を受けない場合、平成25年4月1日以降新たに居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス事業の実施ができないこと、また、事業者指定においては、都道府県等の条例で定める人員基準や設備基準を満たしていることが必要となることを伝えるなど、指定に十分な時間を事業者が確保できるよう努め、平成25年3月末までに遺漏なく指定が行えるよう、働きかけ願いたい。